

平成 23 年 9 月 2 日

沖縄県がん診療連携協議会
会長 村山 貞之 様

沖縄県がん診療連携協議会がん政策部会
部会長 天野 慎介

沖縄県がん対策推進基本条例（仮称）制定に向けた協議会からの要望について

平成 18 年 6 月に「がん対策基本法」が成立し、同年 9 月に制定された「島根県がん対策推進条例」以降、15 府県においてがん対策に関する条例が制定されています。

沖縄県でも、昨年 7 月に「沖縄県がん対策推進基本条例案（沖縄県がん診療連携協議会案）」が取りまとめられ、協議会会長より県知事および県議会議長に対して、がん条例の早期制定を求める要望書が提出されました。

沖縄県がん条例案の取りまとめ以降も、7 府県（鳥取県・岐阜県・群馬県・秋田県・京都府・大分県・大阪府）にてがん対策推進条例が施行され、沖縄県よりも後に検討を開始したにもかかわらず、沖縄県よりも先に条例が制定された府県もあります。また、それらの条例においては、沖縄県がん条例案において「先進的である」「必要ではあるが盛り込むのが難しい」などの指摘があった条項についても、沖縄県がん条例案を参考として盛り込まれたと考えられる条項もありました。

昨年の要望書提出以降 1 年が経過し、他府県におけるがん条例制定に関わる状況の推移をふまえ、協議会として改めて、「沖縄県がん対策推進基本条例案（沖縄県がん診療連携協議会案）」を含めたがん条例の早期制定に関する要望を、下記要項にて提出することを提案させていただきます。

記

「沖縄県がん対策推進基本条例（仮称）」の早期制定に向けた要望書について、以下の要項などから成る要望を、協議会より県知事等に提出することを提案いたします。

- すでに 15 府県においてがん条例が制定され、特に昨年 7 月以降 7 府県においてがん条例が制定されていることから、沖縄県においても早期にがん条例が制定されるべきであるということ。
- 沖縄県のがん条例策定においては、昨年 7 月に協議会より提出した「沖縄県がん対策推進基本条例案（沖縄県がん診療連携協議会案）」を含め、県内各団体からの意見を広く集約して、沖縄県がん対策条例を取りまとめるべきであるということ。
- 「沖縄県がん対策推進基本条例案（沖縄県がん診療連携協議会案）」において記された条項の中で、他府県において制定された条項については、沖縄県がん対策条例の中でも制定することを特に検討すべきであるということ。

以上